

令和8年鉾田市農業委員会3月定例総会議事録

日 時	令和8年3月25日（水）午後2時00分																																																																																		
場 所	鉾田市役所 2階 大会議室																																																																																		
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>箕輪 秀克</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>伊藤美智男</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>荒野 信寿</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>井川 栄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>城田 俊男</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>村上 勝信</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>本沢 千代</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>菅谷 卓司</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>齊藤 新一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>関根 薫</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>長峰 克巳</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>梶間 幸一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>山口 陽一</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>石田 一博</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>山口 正重</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小室 満</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>					番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事務局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																																		
議長	6番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	2番 伊藤美智男 3番 荒野信寿																																																																																		
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 5 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第 7 号 令和8年度農作業臨時雇標準賃金の決定について</p>																																																																																		

	<p>議案第 8 号 最適化活動の目標の決定について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地等の相続税、贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について 追加報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和 8 年銚田市農業委員会 3 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会 長 皆さん、こんにちは。今日は朝のうち天気は良かったのですが、だんだん、だんだん夜には雨だということで、農作業とかはこれから大変な時期になってきましたけれども、少し雨が降らなかったから、雨も幾らかは欲しいので、よかったなと思っております。</p> <p>それと、アメリカとイランとの戦争の影響で、油がかなり高騰しているということで、私、そのスタンドで油を入れてきたらば、1 リットル当たり 161 円、高いところ、離島は 230 円だそうです。そういう中で、これからは皆さんいろいろ農作業やるのには油がこんなに高くなつては、米にしたって、農作物にしたって、今までの値段でやっていくには非常に大変ではないかなと思っております。人件費が上がらない中、油が上がって、最低賃金が上がることによって、農産物もやはり上がっていかなくてはならないかなと思っております。そういう中で、全国的にはやはりみんな油の問題で、かなりマスコミも報道でやっております。</p> <p>それと、今日の新聞には、登記の住所変更届出を円滑にするということで、来月、改正不動産法施行とあります。所有者不明の土地が直ちに存在する問題を解消するため、2021 年に成立した改正不動産登記法が 4 月 1 日に全面施行されます。既に始まっている相続登記の義務化に加え、不動産所有者が住所が地名を変更した場合、2 年以内に届出を新たに義務づける法律でございます。正当な理由なく怠った場合には 5 万円以下の罰金がかかれるというこ</p>
--	--

	<p>とでございます。登記簿で現在の所有者が分からなかったり、連絡が取れなかったりする土地が約26%あるということでございます。こうした土地は、やはり災害復興や取引の妨げになることとしております。改正法に解消策が盛り込まれた。この法は段階的に施行され、24年4月には相続による不動産取得を認識してから3年以内の登記申請を義務化し、今年2月には相続を受ける人らの請求を受け、対象者の所有者不動産を一覧で確認できることが今日の新聞に載っております。やはりこれ罰則が進む、つけなければ相続がやっばし所有者不明の土地がだんだんなくすことで、現在も26%があるということでございます。</p> <p>それと、本市におきましては、新たな副市長が決まったようでございます。議会にありまして、副市長が小沼喜勝さん、議長が小沼勝さんということで決まったそうでございます。</p> <p>本市鉾田市にとって、やはり皆さんで頑張って一枚岩になっていただいて、鉾田市の農業生産高が去年を上回る算出となり、また所有者不明の土地が幾らかでも解消できるように皆さんで協力しながら、支えながら頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様の活躍をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしと認めます。会議録署名人に、2番 伊藤美智男 委員、3番 荒野信寿 委員の両名を指名いたします。
議 長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議 長	これより議事に入ります。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号10番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号10番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては10件、地目、田3筆、畑16筆、計19筆。面積は4万9,216平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買6件、普通贈与4件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。
山口陽一委員	10番、山口です。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の関係です。このたび、農業経営安定のため贈与が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、水稻、ハウレンソウ、コマツナなどを

	<p>中心とした農家でございます。熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>番号2番、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄です。このたび、農業経営安定のため贈与が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、水稲、メロン、ミニトマトを中心とした農家で、熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>議長 城田俊男委員</p>	<p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、城田です。3番の説明であります。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■さんの■■■と■■■が■■■ということです。■■■さんは■■■です。今回、畑があり過ぎということもあり、貸し付けていたということですが、これからも作付をやる考えがなく、■■■さんが経営規模拡大ということで、売買がまとまったということです。</p> <p>■■■さんは、メロン、サツマイモ、ニンジンを中心とした農家で、後継者の■■■さんと申請地を取得したいとのことでした。</p> <p>以上の理由から、農作業も常時210日以上従事しており、取得後も事業を行うと認められ、許可要件について問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 長峰克巳委員</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、長峰です。4番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■の関係です。このたび新規就農のため、贈与は円満にまとまりました。この間、3月11日に事務局と現地確認をしたところ、■■■さんが■■■さんから畑を譲り受け、家庭菜園として耕作するそうです。作物は主にじゃがいも、大根だそうです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時働いており、取得後も耕作事業を認められ、地域との調和要件においても支障はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
山口正重委員	<p>23番、山口です。申請番号5番についてご説明いたします。 この案件は、裁判判決が終結し、農地の取得に当たり、農地法3条の許可を得るよう判決があった案件でございます。また、単独で申請ができるということでございます。 譲受人、■■■■■さんは、イチゴ、メロン、水稻を中心とした大規模農家であり、裁判所の決定案件なので、別に問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号6番から番号8番について、地元委員の説明を求めます。</p>
永井司委員	<p>18番、永井です。6番について説明いたします。 ■■■■■さんと■■■■■さんは、■■■■■の間柄で、■■■■■であって、このたび、■■■■■さんの畑の隣に■■■■■さんの畑があるので、買いたいということで売買契約がまとまったそうでございます。 ■■■■■さんは、■■■■■の傍ら農業も、メロン、ミニトマトを栽培しており、ハウスを建てて経営も安定したいということで、契約がまとまったそうでございますので、よろしく願いいたします。 7番について説明いたします。■■■■■さんと■■■■■さんは■■■■■の間柄で、■■■■■だそうございまして、このたび、■■■■■さんに畑を買ってもらって、■■■■■さんはまた■■■■■傍らハウス栽培をしております、ハウスを建てたいということですので、よろしく審議していただきたいと思ひます。 8番について説明いたします。■■■■■さんと■■■■■さんは■■■■■の間柄だそうございまして、このたび、■■■■■さんが経営規模拡大ということで、売買がまとまったそうでございます。 ■■■■■さんは、■■■■■と一緒に農作業をしており、畑を買って規模拡大をしたいということで、今回もまとまったそうでございます。よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>22番、菅谷です。9番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■■と譲受人、■■■■■さんとは、■■■■■さんが農業規模拡大のため農地を探していたところ、■■■■■より■■■■■さんが■■■■■さんの農地の隣地に耕作者を探しているとの情報を得たので、■■■■■との間で■■■■■さんが話して、売買が円満にまとまったそうです。■■■■■さんは、サツマイモ、米を中心にした農家さんで、購入</p>

<p>議 長</p> <p>関根薫委員</p>	<p>した土地でサツマイモを作付するとのことです。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、関根です。10番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の関係でございます。■■■■さんは、サツマイモを栽培しており、このたび、農業経営の安定化のため、畑を■■■■さんのほうに譲り渡しをしました。それに伴って、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件の問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番から番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号10番について申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1から番号10番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>

<p>事務局</p>	<p>番号1番, 申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積725平方メートル。申請人, [REDACTED]。転用施設, 農業用倉庫, 農業用資材置場, 農業用駐車場, 725平方メートル。事由, 農地法の許可を得ずに農業用倉庫及び農業用資材置場・駐車場を整備して利用していたため是正したい。なお, この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>9番, 箕輪です。1番について報告いたします。</p> <p>去る3月17日, 5番, 村上委員と23番, 山口委員, 9番私と, 事務局3名, 計6名で現地調査を行いました。場所は, 1ページの左側になります。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いいたします。</p> <p>申請地は, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 農業用施設を整備し使用するために例外的に許可できるということで, 農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, 報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷卓司委員</p>	<p>7番, 菅谷です。現況調査員の皆様, 大変お疲れさまでした。申請番号1番につきましては会長案件のため, 飯岡会長に代わりまして私のほうからご説明を申し上げます。</p> <p>申請地は, 地図1ページの左側でございます。場所は, [REDACTED], [REDACTED]でございますけれども, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]の間にある申請人[REDACTED]さんの[REDACTED]に隣接しているところでございます。</p> <p>農地法の許可を得ずに農業用倉庫及び農業用資材置場, 駐車場を[REDACTED]前に整備しまして利用していたということでございますけれども, このたび是正したいとのことでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積206平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、畑、面積186平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、畑、面積28平方メートル。計3筆、420平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX。XXXXXXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX。XXXXXXXXXX。転用施設、自己住宅、XXXXXXXXXX平方メートル。事由、現在、XXXXXXXXXXしておりますが。子供の成長に伴い手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。なお、この案件につきましては、一部使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

村上勝信委員	<p>5番, 村上です。1番について報告いたします。</p> <p>場所については, 地図1ページ右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いいたします。</p> <p>申請地は, 段差及び傾斜により分断された集約性の低い農地である。農地区分は, 第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議長	<p>それでは, 地元委員の説明を求めます。</p>
石田一博委員	<p>11番, 石田です。現況調査員さんにご苦労さまでした。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。申請地は, 地図1ページの右側です。場所は, [REDACTED], [REDACTED] から西に1.8キロメートルぐらいのところですか。</p> <p>[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは[REDACTED]の間柄でございます。現在, [REDACTED]しておりますが, 子供の成長に伴い手狭になり, 申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして, 番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号2番, 権利, 使用貸借。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積419平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED]。転用施設, 自己住宅[REDACTED]平方メートル。事由, 現在, [REDACTED]</p>

<p>議長</p>	<p>しておりますが、子供の成長に伴い手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番、箕輪です。2番について報告いたします。</p> <p>場所は、地図2ページ左側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集団的に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということで、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長 菅谷卓司委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番、菅谷です。現況調査員の皆様、お疲れさまです。</p> <p>申請番号2番、こちら会長案件でございます。飯岡会長に代わりましてご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、地図2ページの左側です。先ほど議案第 〇 号で申請があった 〇 さんの 〇 の土地の 〇 にある土地でございます。〇 さんと 〇 さんは 〇 の間柄でございます。現在、〇 しておりますけれども、子供の成長に伴いまして手狭な関係で申請地に自己住宅を建築したい、そういう申出でございます。問題ない案件と思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,025平方メートル。譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。転用施設、特定建築条件付売買予定地、139.11平方メートル。事由、[REDACTED]を営んでおりますが、申請地が住宅地として適しており、建売住宅の需要が多くあるため、譲り受けて建売住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 山口正重委員	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>23番、山口です。3番について報告いたします。場所については、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断し、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長 海老原康廣委員	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、海老原です。番号3番についてご説明いたします。現況調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。</p> <p>ただいま現況調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は、地図2ページ右側です。[REDACTED]に隣接したところでございます。現在、[REDACTED]さんは[REDACTED]を営んでおり、申請地が住宅地に適しており、建売住宅の需要が多くあるため、譲り受けて建売住宅を整備したいとのこと。問題ない案件かと思うので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号4番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX、 地目、畑、面積255平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX。 XXXXXXXXXX。使用貸 人、XXXXXXXXXX。転用施設、自己住宅、 XXXXXXXXXX平方メートル。事由、現在、XXXXXXXXXXに住んでおります が、手狭なためXXXXXXXXXXにある申請地に自己住宅を建築した い。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存 じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 村上勝信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、村上です。4番について報告いたします。 場所については、地図3ページ、右側の位置になります。詳細に つきましては、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、XXXXXXXXXXから300メートル以内であ り、農地区分は第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準 から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、 いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたの で、報告いたします。</p>
<p>議 長 箕輪秀克委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番、箕輪です。現況調査員さんご苦労さまでした。4番につ いてご説明いたします。 申請地は、地図3ページ一番左側、XXXXXXXXXXの北側すぐのところ です。申請人はXXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさん。土地の所有者のXXXXXXXXXX</p>

		<p>■■■■さんは■■■■さんの■■■■であります。現在■■■■に住んでおりますが、手狭なため■■■■にある申請地に自己住宅を建築したいということであります。よろしくお願いします。</p>
議	長	<p>それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>番号5番、権利、売買。申請地、■■■■，地目、畑，面積994平方メートル。譲受人、■■■■。譲渡人、■■■■。転用施設、太陽光発電設備，994平方メートル。事由、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議	長	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>
箕輪美代子委員		<p>9番、箕輪です。5番について報告いたします。 場所は、地図3ページの右側です。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。 申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議	長	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>

<p>議 長 山口正重委員</p>	<p>す。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。 23番、山口です。1番について報告いたします。 場所については、地図4ページの右側位置です。ちょっと説明がなかなか難しいので、後でタブレットで確認してください。 現地を確認したところ、現在、竹山と杉山に囲まれた状況でありました。平成■■■■年以前から既に非農地であり、現状は山林でした。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。 22番、菅谷です。1番についてご説明いたします。まず、現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図4ページ、左側になります。■■■■を鹿嶋方面に向かい、約2.5キロ地点を左折し、400メートル進んだ右側になります。現況として、モウソウチクと雑木で20年以上耕作されていないくて、農地に復帰するのは大変難しい状況だと思えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、関連があるので、番号2番、番号3番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>

<p>事務局</p>	<p>番号2番, 番号3番を続けて説明いたします。 番号2番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 田, 面積1, 107平方メートル。申請人, [REDACTED]。届出年月日, 令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日, 確認年月日, 令和8年3月17日。転用事実証明となります。 続きまして, 番号3番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 田, 面積1, 241平方メートル。申請人につきましては, 番号[REDACTED]番と[REDACTED]でございます。届出年月日, 確認年月日につきましても, 番号[REDACTED]番と[REDACTED]でございます。転用事実証明となります。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>村上勝信委員</p>	<p>5番, 村上です。 場所については, 地図4ページ, 右側です。現地を確認したところ, 転用目的のとおり, 貸資材置場, 車両転回広場として使用している状況でした。3人の総合意見として, 現況証明書の交付は可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>15番, 井川です。現地調査員の方々, 大変ご苦労さまでした。2番, 3番についてご説明いたします。 4ページの右側が位置になります。[REDACTED]を西側, [REDACTED]のほうに進みまして, 右側200メートル地点に申請地がございます。申請地の[REDACTED]が[REDACTED]さんの自宅兼事務所兼資材置場になっております。資材置場と事務所が手狭なために, [REDACTED]番, [REDACTED]番の申請地を譲り受けて, 令和[REDACTED]年の[REDACTED]月と[REDACTED]年の[REDACTED]月に転用許可をして, 現在, その工事, 整備が完了しましたので, 地目の変更届をしたいということで, 現況証明の申請が行われました。[REDACTED]さんは, [REDACTED], [REDACTED]さん, 箕輪の地元では, [REDACTED]という名称で言われております。[REDACTED]さんと従業員で経営している事業所でございます。問題ない案件と思われまますので, よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 番号2番, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
<p></p>	<p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>これより採決いたします。 番号2番、番号3番を申請どおり現況証明書を交付することで、 ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番、番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p>
	<p>(議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番から番号9番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番から番号9番まで、続けて説明したいと思います。 番号1番、土地の表示、[REDACTED]、畑、9、422平方メートル。願出人、[REDACTED]。 続きまして、番号2番、土地の表示につきましては、[REDACTED]でございます。願出人、[REDACTED]。 続きまして、番号3番、土地の表示につきましては、[REDACTED]でございます。願出人、[REDACTED]。 [REDACTED] 続きまして、番号4番、土地の表示につきましては、[REDACTED]でございます。願出人、[REDACTED]。 [REDACTED] 続きまして、番号5番、土地の表示につきましては、[REDACTED]でございます。願出人、[REDACTED]。 [REDACTED] 続きまして、番号6番、土地の表示につきましては、[REDACTED]でございます。願出人、[REDACTED]。 [REDACTED]</p>

	<p>続きまして、番号7番、土地の表示につきましては、 でございます。願出人、</p> <p>続きまして、番号8番、土地の表示につきましては、 でございます。願出人、</p> <p>続きまして、番号9番、土地の表示につきましては、 でございます。願出人、</p> <p>全て競売になりまして、入札期間が令和8年 月 日から令和8年 月 日まで、開札期日が令和8年 月 日となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、番号1番から番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
山口陽一委員	<p>10番、山口です。 3月5日に、事務局と に行ってまいりました。 さん。この人は、 で13ヘクタールの農業をしております。そのほかは、トラクターは のトラクターと、もう1台は、その土地にあるということでした。 続いて、2番の さん、この人は専業農家で、大分大きくやっておられます。面積は9.5ヘクタール、最新の設備をして、農機具もそろっております。 第3番の さん、この人は で現在、 に倉庫がありまして、農業をしたいということで、農機具は全然ありません。経験はありませんが、そういうところでご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
山口正重委員	<p>23番、山口です。申請番号4番についてご説明いたします。 申請人、 さんは でございますが、農地を取得してサツマイモを作りたいそうです。競売に参加したいということでございます。別に問題のない案件かと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
永井司委員	<p>5番について説明いたします。 さんは、 さんと一緒に</p>

<p>議 長</p>	<p>農作業に従事しておりまして、葉物中心のハウス栽培をしておりまして、ここにハウスを建てたいということでございますので、よろしくご審議お願いしたいと思っております。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>続きます、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、菅谷です。6番についてご説明いたします。</p> <p>申請人の■■■■さんは、イチゴ、葉物、お米を中心とした農家さんです。農機具をそろえるため、当該の競売に参加し、入札できれば、葉物を生産したいとのこと。問題がない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>8番、関根です。7番について説明いたします。</p> <p>願出人の■■■■さんは、■■■■もそうなのですが、■■■■地区の■■■■の土地も購入いたしまして、なお、本人いわくサツマイモに特化して、ここで一生懸命やるということで、今回の競売に参加したいということです。問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます、番号8番、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>15番、井川です。8番について説明いたします。</p> <p>■■■■さんは、現在は■■■■というところに事務所を構えております。代表者の■■■■さんは■■■■だそうです。■■■■なのかと聞いたら、■■■■だそうです。大体が■■■■の方が働いている事業所でございます。熱心にハウレンソウなどを作っております。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続きます、9番の■■■■さんは、以前はというか、今でも作付しているのですけれども、サツマイモの面積が増えまして、■■■■さん2人も熱心に取り組んでおりまして、経営の拡大ということで競売に参加したいというふうな意思でございます。よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番から番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

	<p>用されていない、耕作していないということになった場合は、指導等が必要になる場合もあります</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>
大貫修一委員	<p>指導をしても改善が見られない場合にはどうするのか。</p>
事務局	<p>次の審議に影響が出るということになります。次の取得を考えたときに、地元の農業委員さんと連携を取りながら、事務局のほうで指導していくということになるのですけれども。</p>
大貫修一委員	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>
議長	<p>はい。</p>
関根薫委員	<p>今の件なのですけれども、自分なんかは新規就農で、自分の親族は今年で7年かな、結局、どういう土地を買うにしても、結局事業計画を立てて、何を作って、作るものが何もないと思う。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] もう一回精査したほうがいいのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局では、ちょっとすみません。ここまでの説明で聞き取りした中での話になります。この審議は農業委員さんと全体の会議の中で審議して決めるということになるので、皆さんの意見を出し合って審議していただきたい。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
事務局	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 農業従事日数が150日以上でもならないと取得できないということになっている</p> <p>[REDACTED]</p>

		<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted] 該当しなくなった場合には、指導していくような流れになっておりますので、そこら辺に関して、審議をしていただければと思います。</p>
議 長		<p>今、事務局の説明あったわけですが、[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted] どうしても指導するほかない。</p>
事 務 局		<p>指導を続けるしかないです。</p>
議 長		<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
事 務 局		<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
議 長		<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
事 務 局		<p>[Redacted]</p>
議 長		<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
事 務 局		<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>

議	長	<p>そういうことでございます。そのほか何か皆さんでありますでしょうか。なければ、このまま進めたいと思います。</p> <p>そのほか1番から9番までの質疑ないでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>	
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番から番号9番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>	
議	長	<p>異議ないものと認め、番号1番から番号9番については申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p> <p>(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について)</p>	
議	長	<p>続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。</p>	
議	長	<p>事務局の説明を求めます。</p>	
事	務	局	<p>農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては32名、筆数は80筆で、合計面積は21万6,341平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては記載のとおりとなっております。令和8年3月25日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 番、 委員の退席を求めます。</p>	

<p>議 長</p>	<p>(番 委員退席 午後3時08分)</p> <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定 については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番, 委員の入場を認めます。</p> <p>(番 委員入場 午後3時10分)</p>
<p>(議案第7号 令和8年度農作業臨時雇標準賃 金の決定について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第7号 「令和8年度農作業臨時雇標準賃金の 決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>この案件につきましては、先月の定例総会の際に検討のほうを お願いしたいということで、皆様に依頼した件でございます。ご意 見等がありましたらご連絡願いたいとご依頼したところですが、特 にご連絡がございませんでしたので、近隣の鹿嶋市に該当する項目 を合わせて議案書のとおり上程いたしました。日雇い作業につきま しては、10月定例総会で変更しました額の8,592円を切り上 げて、8,600円とさせていただきます。よろしくご審議 のほどお願いいたします。</p>

議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。
議	長	議案第7号 「令和8年度農作業臨時雇標準賃金の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (議案第8号 最適化活動の目標の決定について)
議	長	議案第8号 「最適化活動の目標の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事務局		皆様のお手元へ資料1というものがあるかと思しますので、そちらを御覧ください。 まず、最初のページでは、農業委員・推進委員の数や、農地の面積が書いてあります。 続きまして、2ページを御覧ください。2ページのほうは、こちらは毎年計画を策定することになっており、現状の農地の面積、これまでの農地の集積面積、集積率がありまして、その下に、今年度はこれだけの面積を増やすという目標がございます。こちらの数字につきましては、今現在、農業振興課のほうでこちらの調査、集積率とかを出すのですけれども、それがまだ集計が確定をしておりませんので、それが終わってから若干の修正がでる可能性がございます。修正がございましたら、4月の総会において報告のほうをさせていただきたいと思っております。次に、遊休農地の解消、こちらは直近

	<p>の面積となります。</p> <p>続きまして、次のページを御覧ください。新規参入の促進ということで、現状と目標がございます。3年間の平均の1割が目標となっております。その下が一番身近な目標なのですけれども、こちら最適化活動の活動目標ということで、1人当たりの活動日数、これは月10日以上ということで、こちらを昨年引き続きお願いしたいと思います。それと活動強化月間、これは昨年と同じでございます。</p> <p>最後のページを御覧ください。新規参入相談会での参加目標ということで、こちらも昨年と同様になっております。基本的には、昨年度から大きく変わったということは特にございませんので、こちらのほうを3月の総会で決定していただいて、4月に入りましたら茨城県農業会議のほうに報告するという流れになっておりますので、よろしくご審議のほうをいただければと思います。また、昨年度は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についても総会で諮りましたが、指針については、委員の切り替わりのときや、市の基本構想が見直しされたときに総会に諮ることになっておりますので、今回は変更なしとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。</p>
箕輪美代子委員	<p>9番、箕輪です。資料1の2番の総農家数2,800、農業経営体数、この農家数と農業経営体数というのは、どういう違いでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局、どうぞ。</p> <p>大変申し訳ありませんが、こちら農業の生産数で、国のほうから出ているものをそのまま取り上げたものなので、大変申し訳ないのですけれども、こちらの区別については、こちらで把握していないということだったので、お答えできなくて申し訳ないのですけれども、国のほうが出している数字を使っております。</p>
議長	<p>そのほか質疑どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p>

議 長	<p>議案第8号 「最適化活動の目標の決定について」は、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>
	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>2件の届出がございました。9筆で面積が1万802平方メートル。いずれも合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>7件の届出がございました。50筆で、面積につきましては合計で9万6,627平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

	<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1件の届出がございました。1筆で、地目、畑、面積4,198平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和8年2月26日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
	<p>(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED]、地目、畑、面積319平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積345平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積144平方メートル。[REDACTED]部、地目、原野、面積154平方メートル。同じく[REDACTED]部、地目、宅地、面積21平方メートル。計5筆、983平方メートル。申請人、[REDACTED]。[REDACTED]。転用施設は鉄塔用地となっております。続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]、地目、畑、面積169平方メートル。申請人につきましては、[REDACTED]でございます。転用施設につきましては、[REDACTED]でございます。</p>

続きまして、番号3番、届出地、
、地目、畑、面積524平方メートル。
、地目、畑、面積1,224平方メートル。同じく
、地目、畑、面積1,591平方メートル。
、地目、畑、面積1,976平方メートル。
、地目、畑、面積777平方メートル。
、地目、畑、面積844平方メートル。
、地目、畑、面積254平方メートル。同じく
、地目、原野、面積304平方メートル。
、地目、宅地、面積963平方メートル。
、地目、宅地、面積420平方メートル。
、地目、畑、面積6,193平方メートル。同じく
、地目、宅地、面積130平方メートル。同じく
、地目、宅地、面積103平方メートル。同じく
、地目、山林、面積160平方メートル。同じく
、地目、山林、面積113平方メートル。同じく
、地目、原野、面積831平方メートル。同じく
、地目、宅地、面積694平方メートル。同じく
、地目、雑種地、面積868平方メートル。同じく
、地目、宅地、面積232平方メートル。
、地目、畑、面積1,701平方メートル。同じく
、地目、畑、面積20平方メートル。同じく
、地目、畑、面積283平方メートル。同じく
、地目、畑、面積31平方メートル。計24筆、
2万673平方メートル。申請人につきましては、
でございます。転用施設は工事用地となっております。
以上でございます。

(報告第5号 農地等の相続税、贈与税納税猶予
及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書
の交付について)

議 長

続きまして、報告第5号 「農地等の相続税、贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について」を議題

<p>事務局</p>	<p>といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては、1件、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては、1件、不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては、1件、証明する期間及び交付日は、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。会長専決処分により証明書の交付をいたしました。 以上でございます。</p>
	<p>(追加報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、鉾田市長より、農業委員会事務局職員の任免について、令和8年3月23日付で通知がありました。つきましては、追加報告第1号として、「農業委員会事務局職員の任免について」を報告として上程してよろしいか、お伺いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、追加報告第1号を上程いたします。 それでは、追加報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、追加報告第1号についてご説明いたします。 職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項によりまして、農業委員会が行うと定められております。本来議案として総会に提出するところでございますが、鉾田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項によりまして、総会を招集する時間的余裕がない場合は、会長が専決することができる、としているところでございます。今回につきましても、招集する時間的余裕がないと認められるため、3月23日に次のとおり会長の専決処分を行いましたので、ご報告させていただきます。</p>

	<p>[Redacted text]</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長 以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p> <p>議長 続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。 事務局、どうぞ。</p> <p>事務局 それでは、皆様のお手元のほうに、資料2というものがございますので、そちらを御覧ください。 銚田市農地賃借料情報につきまして、説明のほうをいたします。 この賃借料情報につきましては、毎年作成することとなっております。今回、令和7年1月から令和7年12月まで、昨年1年間に契約されました賃貸借契約に基づきまして、特殊な契約や使用貸借、そういった取引を除いて平均の金額を積算して作成いたしました。 金額につきましては10アール当たり、田につきましてはデータ数が5件で、平均額が1万1,000円、畑につきましてはデータ数</p>
--	--

	<p>ほかの回答につきましては、後でお目通しをいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>そのほかございませんでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
菅谷卓司委員	<p>7番、菅谷です。資料2、農地の賃借料でありますけれども、この田んぼについてですが、データ数が5ということで実際現金で支払われている部分を抽出していると思うのですが、実際の現場というのは、多分現物で支払っている、さらにその現物相当ということがあった場合に、昨年と一昨年に非常に燃料が上がっていますので、それに実際目安というものをつくる場合も、例えば備考欄に現物相当分は除くとか、ちょっとそういうような表示をしたほうが、実際と乖離なくていいのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。</p>
議 長	<p>はい。</p>
事 務 局	<p>この賃借料情報については、今後、4月から設置するような形になるので、追加でそのような言葉を入れさせていただきたいと思っておりますので、急いで窓口に設置のほうさせていただきたいと思っております。</p>
菅谷卓司委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>そのほかどうでしょうか。</p> <p>事務局、どうぞ。</p>
事 務 局	<p>すみません。先ほど箕輪美代子委員からの農業経営体数と農家数のどういう違いがあるかというので、ちょっと調べさせてもらったのですが、定義としては、農業経営体については、耕地面積30アール以上、または年間販売額50万円以上などの経営体の数を見ているようです。農家というのは、経営面積が10アール以上、または農産物販売額が15万円以上の世帯という形で違いがあるようです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ご苦労さまでございます。 そのほか何かありましたら。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時44分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="margin-left: 100px;">議長(会長) _____</p> <p style="margin-left: 100px;">2番委員 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">3番委員 _____</p>